



宮城県の「リバウンド防止徹底期間」終了に伴う 新たな取り組みを受けての市長メッセージ

- 宮城県は、全国的に「第5波」がほぼ終息し、県内での感染状況・病床使用率も極めて低水準で推移していることから、10月31日をもって「リバウンド防止徹底期間」を終了し、県民への要請等を一部緩和することにしました。
- 本市の新型コロナウイルス感染者が9月19日の発表後確認されていないこと、並びに県の「リバウンド防止徹底期間」が終了することについては、市民の皆様、飲食店をはじめ多くの事業所・団体の方々が連携協力され、感染防止対策を徹底された賜物と考えております。皆様のご協力に感謝申し上げます。
- 本市としては、市内の感染状況は落ち着いてはいるものの、全国的に新規感染者が確認されていることや感染症対策措置解除による感染防止意識の緩みなどにより再度の感染拡大が懸念されることから、宮城県の対策と協調し、新型コロナウイルス感染症予防を市民と一体となって防止するよう取り組みを進めてまいります。
- 市民の皆様には、ワクチン接種の有無にかかわらず、マスクの着用や手指消毒及び換気などの基本的な感染防止対策の徹底にご協力いただきますようお願いいたします。また、飲食店をはじめ多くの事業所・団体の皆様には、感染防止対策を徹底することについて、引き続きご協力をお願いいたします。

11月1日以降における県の要請内容等

- ▽ 全国的に「第5波」はほぼ終息、本県の感染状況・病床利用率等も極めて低水準で推移
→ 今月末までの「リバウンド防止徹底期間」を終了し、県民等への要請を一部緩和
- ▽ 引き続き感染対策の徹底を呼びかけるとともに、感染拡大の予兆が見られた場合は、躊躇なく強い措置へ移行

地域	対象	10月1日-10月31日（リバウンド防止徹底期間）	11月1日以降												
県全域	県民	県外との不要不急の往来自粛 飲酒を伴う大人数や長時間におよぶ会食・行事の自粛	外出・移動時の感染防止対策徹底 会食・食事を伴う行事で、会話の際マスク着用を徹底												
	飲食店	カラオケ設備の提供停止（飲食主業のみ）	カラオケ設備を提供する場合は、 基本的な感染防止策を徹底												
	その他の施設	カラオケ設備の提供停止	カラオケ設備を提供する場合は、 基本的な感染防止策を徹底												
	イベント	以下の人数制限・収容率の小さい方 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>人数上限</th> <th colspan="2">収容率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000人又は 収容定員50%以内（≦1万人）の いずれか大きい方</td> <td>大声なし 100%</td> <td>大声あり 50%</td> </tr> </tbody> </table>	人数上限	収容率		5,000人又は 収容定員50%以内（≦1万人）の いずれか大きい方	大声なし 100%	大声あり 50%	以下の人数制限・収容率の小さい方 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>人数上限</th> <th colspan="2">収容率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000人又は 収容定員50%以内の いずれか大きい方</td> <td>大声なし 100%</td> <td>大声あり 50%</td> </tr> </tbody> </table>	人数上限	収容率		5,000人又は 収容定員50%以内の いずれか大きい方	大声なし 100%	大声あり 50%
	人数上限	収容率													
5,000人又は 収容定員50%以内（≦1万人）の いずれか大きい方	大声なし 100%	大声あり 50%													
人数上限	収容率														
5,000人又は 収容定員50%以内の いずれか大きい方	大声なし 100%	大声あり 50%													
事業者 大学等	従業員・学生等に飲食を伴う行事等の自粛を求める	従業員・学生等に飲食を伴う行事等を行う際の 感染防止対策徹底等を求めること													

1

県民への要請内容【県内全域】

10月1日-10月31日（リバウンド防止徹底期間）	11月1日以降
<p>【法24条第9項等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県外との不要不急の往来は自粛すること ○ 混雑した場所への外出を極力減らすとともに、外出や移動の必要がある場合は、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、マスク着用・手指衛生等の基本的な感染防止対策を万全にし、三密や5つの場面等を避けること ○ 飲酒を伴う大人数や長時間におよぶ会食・行事を自粛すること、会話の際のマスク着用を徹底すること、飲酒を伴わない場合も注意すること ○ 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を厳に控えること（宅配・テイクアウトを除く） ○ 飲食店の求める感染防止策に積極的に協力すること ○ 路上・公園等における集団飲酒など感染リスクの高い行動を自粛すること ○ ワクチン接種の有無に関わらず、基本的な感染防止対策を徹底すること ○ 少しでも体調が悪い時は、医療機関に相談し、人との接触を避け、外出を控えること 	<p>【法24条第9項等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 混雑した場所への外出を極力減らすとともに、外出や移動の必要がある場合は、マスク着用・手指衛生等の基本的な感染防止対策を万全にし、三密や5つの場面等を避けること ○ 会食・食事を伴う行事では、会話の際のマスク着用を徹底すること ○ 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を厳に控えること（宅配・テイクアウトを除く）【継続】 ○ 飲食店の求める感染防止策に積極的に協力すること【継続】 ○ 路上・公園等における集団飲酒など感染リスクの高い行動を自粛すること【継続】 ○ ワクチン接種の有無に関わらず、基本的な感染防止対策を徹底すること【継続】 ○ 少しでも体調が悪い時は、医療機関に相談し、人との接触を避け、外出を控えること【継続】

2